

奈良工業高等専門学校情報セキュリティポリシーに係る
ソフトウェア管理規程運用要項

令和9年9月9日 制定

- 第1 この要項は、奈良工業高等専門学校情報セキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規程(以下「規程という。」)第11条に基づき、運用に必要な事項を定めるものとする。
- 第2 奈良工業高等専門学校情報セキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規程(以下「規程」という。)第5条に定めるソフトウェア管理担当者については、毎年度の校務分掌決定時において指名権者が指名し、総務課に報告するものとする。
- 第3 規程第5条第3項に規定する「範囲」は以下のとおりとする。

各学科ソフトウェア管理担当者	各学科の教職員が使用するPC, サーバー等 所属学生が使用するPC, サーバー等
事務部ソフトウェア管理担当者	事務部職員が使用するPC, サーバー等
教育研究支援室ソフトウェア管理担当者	技術職員等が使用するPC, サーバー等 学生の授業で使用するPC, サーバー等 学内基幹ネットワークに係るサーバー等
ソフトウェア管理責任者が指名する ソフトウェア管理担当者	ソフトウェア総括管理担当者として対応を 必要とするPC, サーバー等

- 第4 規程第6条において規定する「管理」の具体的な方法については、以下のとおりとする。
- (1) ライセンス等を購入する場合は、財務会計システムに発注データを入力する際に標識として品目の頭に「ソフトウェア」と入力することとし、毎年度のライセンス等購入実績をCSVデータとして出力し、各管理担当者と共有する。包括リース契約やプレインストール等CSVデータにないライセンス等がある場合は、各ユーザーが管理担当者に申告し、漏れがないように努めるものとする。
 - (2) 管理担当者は、CSVデータを基に各品目のライセンス期間、インストールしたPCの情報を追記し、一覧表を作成する。

備考

この要項は、令和3年9月9日から施行する。